

別記様式（第3条関係）

市議会への声

朝来市議会では、積極的な議会活動を行うために、広く市民の皆様からのご意見をお待ちしています。市議会に対するご質問・ご要望・ご提言など、お気軽に寄せください。

皆様のご意見を市政に反映できるよう努力して参ります。

記入日 令和6年 3月20日

住所	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	([REDACTED] 歳)	[REDACTED]

朝来市議会におかれましては、常日頃より朝来市民の為の活動にご尽力を賜り、心より御礼を申し上げます。

さて、本意見書は、藤本邦彦議員の行為が朝来市議会議員倫理条例に抵触するとの令和5年11月30日第15回朝来市議会定例会の採決に関するものです。

この件に関して、私は令和5年8月23日の政治倫理審査会ならびに再審査となってからの令和6年3月12日の政治倫理審査会を傍聴しました。

旧政倫審を傍聴した時は、愕然としました。最初からあたかも有罪ありきで委員長が進め、一委員は本件に直接関係しない内容も含め自説を展開し証言者を叱責もする、そこに異様なものを感じたからです。おそらく実質的な審議も尽くされぬまま、被審査議員の行為が条例第3条第1項第3号に抵触するとの結審となつたのだろうと思ひます。

それに比して、構成委員も新たに再審となつた新政倫審は極めて丁寧に事実確認と審議を重ね、その結果、本件には介入はもちろんのこと契約すらも存在していなかつた事を立証されました。この整然として客観的かつ合理的、事実を踏まえた新政倫審の有り様は、その副委員長の存在に依るところが大きいと思ひました。結果として、被審査議員の行為は条例第3条第1項第3号に抵触しないとの結審でした。しかしながら残念なことに、一委員のみ審議の各段階に異論はないが、結論のみ被審査議員に非があるとの判断でした。

いかなる動機でこのような判断となるのか。私は、逡巡せずに思ひませんでした。

被審査議員の行為に何ら問題なかったと認めながら一方で非があると判断するということは、被審査議員自身を認められないということです。

その人そのものを否定する、こうしたことが政治倫理審査会と朝来市議会では許されているのでしょうか。

これは、新政倫審で非があるとした一委員だけの問題ではありません。実質審議を怠った旧政倫審で非があると判断した委員にも、その旧政倫審の結審結果を覆さず朝来市議会定例会で非があると判断した議員にも、同様にあてはまる事象です。旧政倫審の委員長は市議会議長としても採決をされていますが、二度にわたり疑惑をはさむ余地はなかったのでしょうか

か。

被審査議員の議員生命を左右しかねないばかりか社会的信用をも失墜させかねない本件において、こうした蒙昧は決して許されるものではありません。

来るべき朝来市議会定例会にて政治倫理審査会の再審結果を審議されると聞きます。是非、議員の皆様が審議を尽くしその良心に基づき判断され、朝来市議会の自浄力を市民にお示し下さい。

さらには、政治倫理審査会が再審を朝来市議会が再採決を要する、何故このような事態が生じたのかを究明していただきたいと考えます。

以上、意見です。宜しくご対応の程お願い申し上げます。

上記に対する回答（ 要 不要 ）

※ 回答が必要な方は、住所・氏名・電話番号を記入願います（個人情報は非公表とし、目的外に使用しません。）。

なお、内容によっては、回答に時間を要する場合がありますのでご了承願います。

※ お寄せいただいた内容は、ホームページや議会だよりで紹介させていただく場合があります。

お問い合わせ先：朝来市議会事務局

電話 079-672-1930

FAX 079-672-1931

E-mail. gikai@city.asago.lg.jp

